公益的機能維持増進協定に基づく森林整備後の植生について

令和元年　８月　６日
広島北部森林管理署

広島北部森林管理署では、管内の国有林に隣接・介在する民有林で、小面積で孤立・分散していることなどから、間伐などの森林整備が十分に行われずに森林の持つ機能の発揮上支障を来している場合、国有林の公益的機能の維持増進を図ることを目的として、当該国有林と一体的に森林整備等を行うことが相当と認められる民有林所有者との間で「公益的機能増進協定」を締結し、民有林と国有林との一体的な森林整備を進めることとし、平成 30 年度、寄倉山国有林と当該国有林に隣接する民有林(0.79 ㌶)において、森林整備（間伐）を行いました。

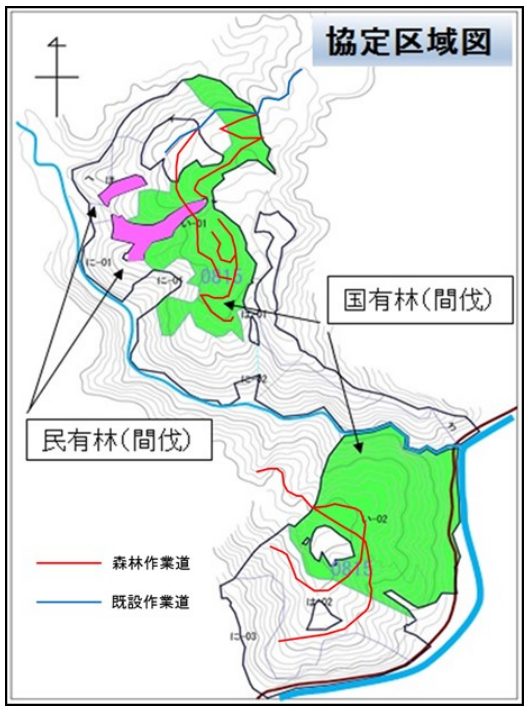

公益的機能増進協定に基づく森林整備（間伐）を行った区域

※森林整備は、H30.9.5～H31.3.20 に実行。

広島北部森林管理署では、7 月 23 日森林整備を実施した民有林(0.79 ㌶)において、整備後の植生状況について調査を行いました。調査は、森林整備前に予め設定していた標準地(100m2) 2 箇所においてそれぞれ木本類と草本類を調査しました。

1 箇所目の標準地では、ウツギ、クサギなど 6 種、112 本の木本類と、ミツバアケビ、イタチシダなど 21 種、148 本の草本類が確認できました。

また、2 箇所目の標準地では、ヤブツバキ、アラカシなど 8 種、66 本の木本類と、フジヅル、ノブドウなど 13 種、69 本の草本類を確認しました。

カラスザンショウ(木本)

ノブドウ(草本)

森林整備（間伐）を行ったことで、林内まで日光が差し込むなど環境が改善され、今まで休眠状態だった木本や草本の種子などが発芽し、下層植生を形成するまでになり、今後、当該民有林の公益的機能の維持増進が期待されます。

広島北部森林管理署では、引き続き、森林整備後の効果についての調査を継続していき、その成果を発信していきます。